

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

要求水準書（本文）

箇所	変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表）	変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表）
P24	<p>5) 業務スケジュール</p> <p>ア 業務の開始時期</p> <p>各団地の<u>竣工日</u>より業務を開始する。</p>	<p>(5) 業務スケジュール</p> <p>ア 業務の開始時期</p> <p>各団地の<u>完工日</u>より業務を開始する。</p>
P38	<p>5-12 引渡し時に関する業務</p> <p>(2) <u>修繕分担表</u>による修繕の実施</p> <p>県営住宅事業者は、<u>修繕分担表</u>により、事業者が実施することになっている修繕について、引渡し時に、入居者の状況を踏まえ修繕を実施するものとする。</p>	<p>5-12 引渡し時に関する業務</p> <p>(2) <u>修繕負担区分表</u>による修繕の実施</p> <p>県営住宅事業者は、<u>修繕負担区分表</u>により、事業者が実施することになっている修繕について、引渡し時に、入居者の状況を踏まえ修繕を実施するものとする。</p>
P39	<p><u>(11) 規定の制定</u></p> <p><u>県営住宅事業者は、管理業務の処理について規定を定めることができるとともに、申請に対する処分を行おうとする場合は、徳島県行政手続条例に準じ、審査基準等の規定を定めなければならない。これらの規定を制定し、または改廃するときは、県の承認を受けなければならない。</u></p>	<p>(全文削除)</p>
P40	<p>(3) モニタリングにおいて、業務の不備が指摘された場合の措置</p> <p>エ 県は、改善が認められないと判断した場合、<u>違約金相当額を委託料から減額する。違約金の設定については、基本協定書の別紙〇を参照すること。</u></p> <p>オ 県は、<u>アからエを経ても、なお、業務の改善が認められないと判断した場合、又は、同一の対象業務において連続して 2</u></p>	<p>(3) モニタリングにおいて、業務の不備が指摘された場合の措置</p> <p>エ 県は、改善が認められないと判断した場合、<u>減額ポイントの設定に応じて維持管理費用を減額する場合がある。減額ポイントの設定及び維持管理費用の減額の内容については、事業契約書の別紙 28 を参照すること。</u></p> <p>オ 県は、<u>同一の対象業務において連続して 2 回の減額措置を経</u></p>

◆入札説明書等に関する質問回答後の修正箇所一覧（変更箇所は下線部分）

箇所	変更前（平成 23 年 6 月 11 日公表）	変更後（平成 24 年 8 月 3 日修正公表）
	<p><u>回の違約金徴収措置を経た後、さらに違約金を徴収すべき事由が発生した場合、県営住宅事業者との契約を取消し、又は、管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命ずる事ができる。</u></p>	<p><u>た後、さらに業務不履行があった場合、県営住宅事業者と協議の上、維持管理業務を行う者を変更させることがある。</u> <u>カ 県は、県営住宅事業者が改善措置勧告に従わず、勧告から 3 ヶ月以上経過しても勧告の対象となった事由が改善されない場合等には、契約を解除できるものとする。詳細は事業契約書別紙 28 を参照すること。</u></p>
P 41	<p>6－2 福祉施設等事業の内容 (1) サービス付高齢者向け住宅 ウ 事業用地の取扱い (文中) 貸付期間中は敷地の安全管理に努めることとし、<u>サービス付き高齢者向け住宅運営事業</u>及び後述の付帯事業以外の用に使用してはならない。</p>	<p>6－2 福祉施設等事業の内容 (1) サービス付高齢者向け住宅 ウ 事業用地の取扱い (文中) 貸付期間中は敷地の安全管理に努めることとし、<u>福祉施設等事業</u>及び後述の付帯事業以外の用に使用してはならない。</p>